

鳥取県告示第199号

平成17年鳥取県告示第916号（公衆浴場入浴料金の統制額の指定について）の一部を次のように改正する。

平成25年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定に基づき、公衆浴場入浴料金の統制額を次のように指定し、平成18年1月1日から施行する。</p> <p>平成12年鳥取県告示第506号（公衆浴場入浴料金の統制額の指定について）は、平成17年12月31日限り廃止する。</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>前項の規定は、鳥取県公衆浴場法施行条例（昭和32年鳥取県条例第4号）第1条の2第1項に規定する一般公衆浴場以外の公衆浴場の入浴料金については、適用しない。</u></p>	<p>公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定に基づき、公衆浴場入浴料金の統制額を次のように指定し、平成18年1月1日から施行する。</p> <p>平成12年鳥取県告示第506号（公衆浴場入浴料金の統制額の指定について）は、平成17年12月31日限り廃止する。</p> <p>1 略</p> <p>2 鳥取県公衆浴場法施行条例（昭和32年鳥取県条例第4号）<u>第1条の2第2項に規定するその他の公衆浴場の入浴料金については、前項の規定は適用しない。</u></p>